

# 母子福祉，障害者福祉 労災・雇用保険

# 社会手当とは

- 保険ではなく保険料納付を要件としない(公費あるいは企業からの拠出金)
- **所得制限**はあるが生活保護のような**資力調査**はない(・・・もつともこども手当は所得制限なし)
- 控除から手当へ(民主党のマニフェスト)

# こども(旧児童)手当

- 1972年～(当初は第3子から)。1986年第2子から, 1992年より第1子からも
- 2010年4月より15歳に達する年度末までの全ての子(上限, 国内居住要件なし)
- 旧児童手当と異なり所得制限無し
- 支給額・・・2010年度1万3000円/月(2011年度より2万6000円・・・だったが・・・)

# 財源

- 初年度2兆2554億円(翌年からは4兆5000億円)
- 扶養控除,配偶者控除の廃止によって得られる税収増は扶養控除8000億円、配偶者控除6000億円
- 旧児童手当の企業・自治体負担(5089億円)
  - － 企業からの拠出金(厚生年金の標準報酬の0.0013%)
  - － 非被用者分・・・国, 都道府県, 市町村が3分の1ずつ

# 支給要件

- 保護者が日本に居住していれば子供の物理的位置に関係無く支給対象となる。これは児童手当の受給資格を踏襲しているため(元々は日本国籍で日本に居住する親のみが対象であり、子供が海外留学等で海外にいても受給資格を与えることが相当であるとの考えでそのようになっていたのだが、国際化の流れで1982年に国籍条件が撤廃された)
- 子ども本人が日本に居住していても、保護者が(単身赴任などにより)海外に居住しており、生計を維持する者が日本国内にいない場合は支給対象にはならない。

# 扶養実態の把握厳格化

- 少なくとも年2回以上子どもと面会。
- 親と子どもの中で生活費、学資金等の送金が概ね4ヶ月に1度は継続的に行われている。
- 来日前は親と子どもが同居していたことを居住証明書等により確認する。
- これらの支給要件への適合性を判断するために、提出を求める証明書類について統一化。
- 日本国内に居住している翻訳者による日本語の翻訳書の添付を求め、その者の署名、押印及び連絡先の記載を求めること。
- 2011年度よりこどもにも国内居住要件!?

# 他の問題

- 早生まれは損・・・15歳到達の年度末までなので、3月生れと4月生れとでは生涯受給額に11か月分の差が生じる
- 乳児院や児童養護施設などで暮らす子どものなかで両親の生死に関わらず不詳の場合は子ども手当が受給されない。その対象になる子どもは約2400～5000人

# 児童扶養手当

- 1962年児童扶養手当法
- 母子・父子家庭児童について手当を支給する(死別, 離婚, 遺棄, 婚姻によらないで懐胎した児童, 片方の親が障害者)・・・2010年5月26日父子家庭も対象に
- 公的年金給付(遺族年金等)を受けられる時は支給しない。こども手当, 特別児童扶養手当とは併給される
- 児童が18歳到達の年度末まで

# 所得制限と給付額

- 2人世帯(親と子一人)・・・収入が130万円未満は41720円/月。130～365万円→41710～9850円まで10円きざみ。
- 6人世帯なら年収610万未満のときは41720円
- 児童が2人の場合は5000円, 3人以上は3000円/人加算。

# 問題点

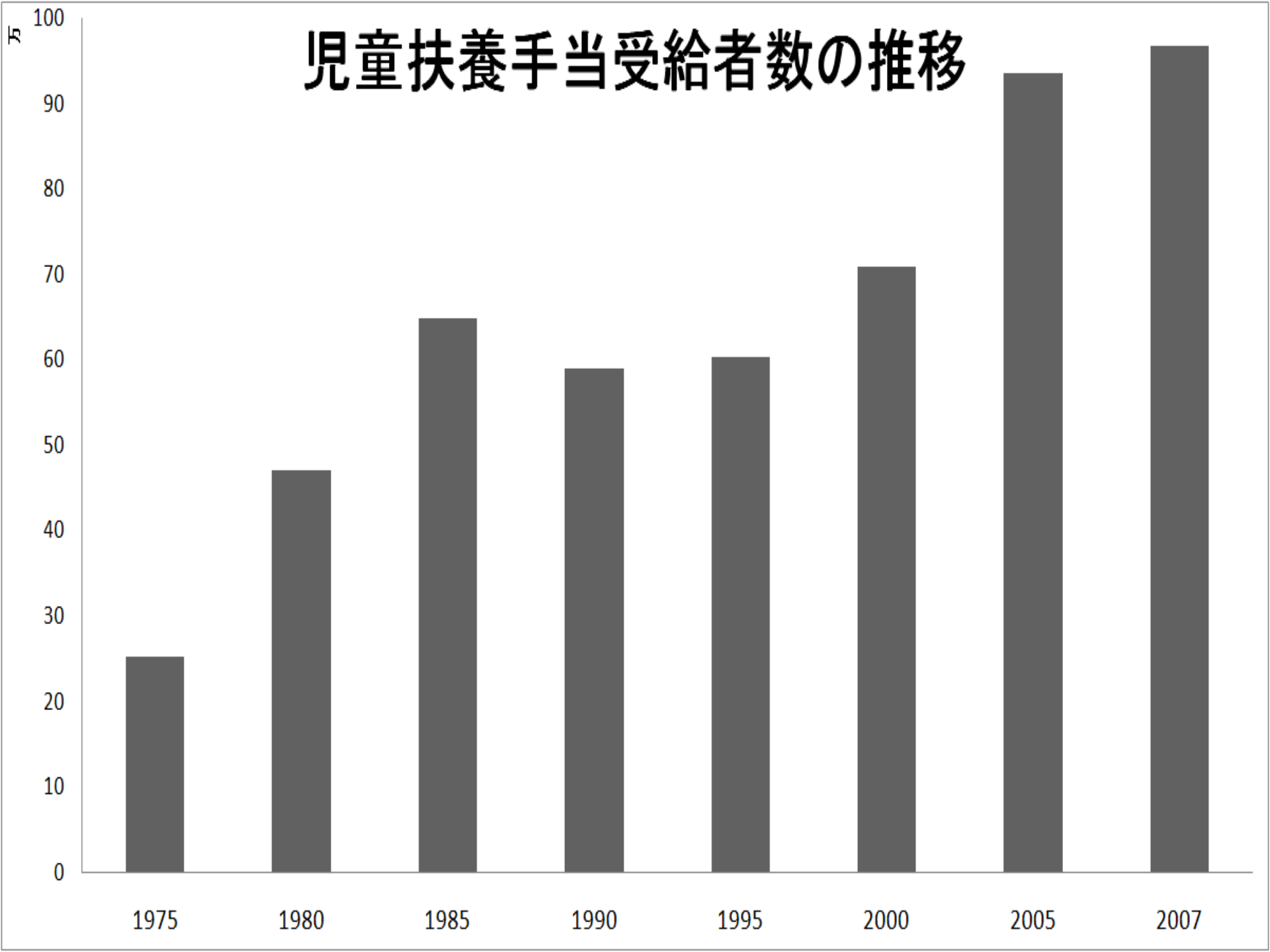
参考:福田素生「社会保障の構造改革」中央法規1999

- 離婚の場合, 前夫の民法上の扶養義務を制度的に考慮していない(前夫の扶養履行義務を阻害し, 無責任を助長する)
- 税法上, 母の稼働所得は所得制限の対象になるが前夫からの養育料は所得としてカウントされない
- →2002年より前年の養育費の8割を対象に…  
しかし申告に問題も(資力調査がないので, 巨額の財産分与されていても母に所得がなければ満額支給される)

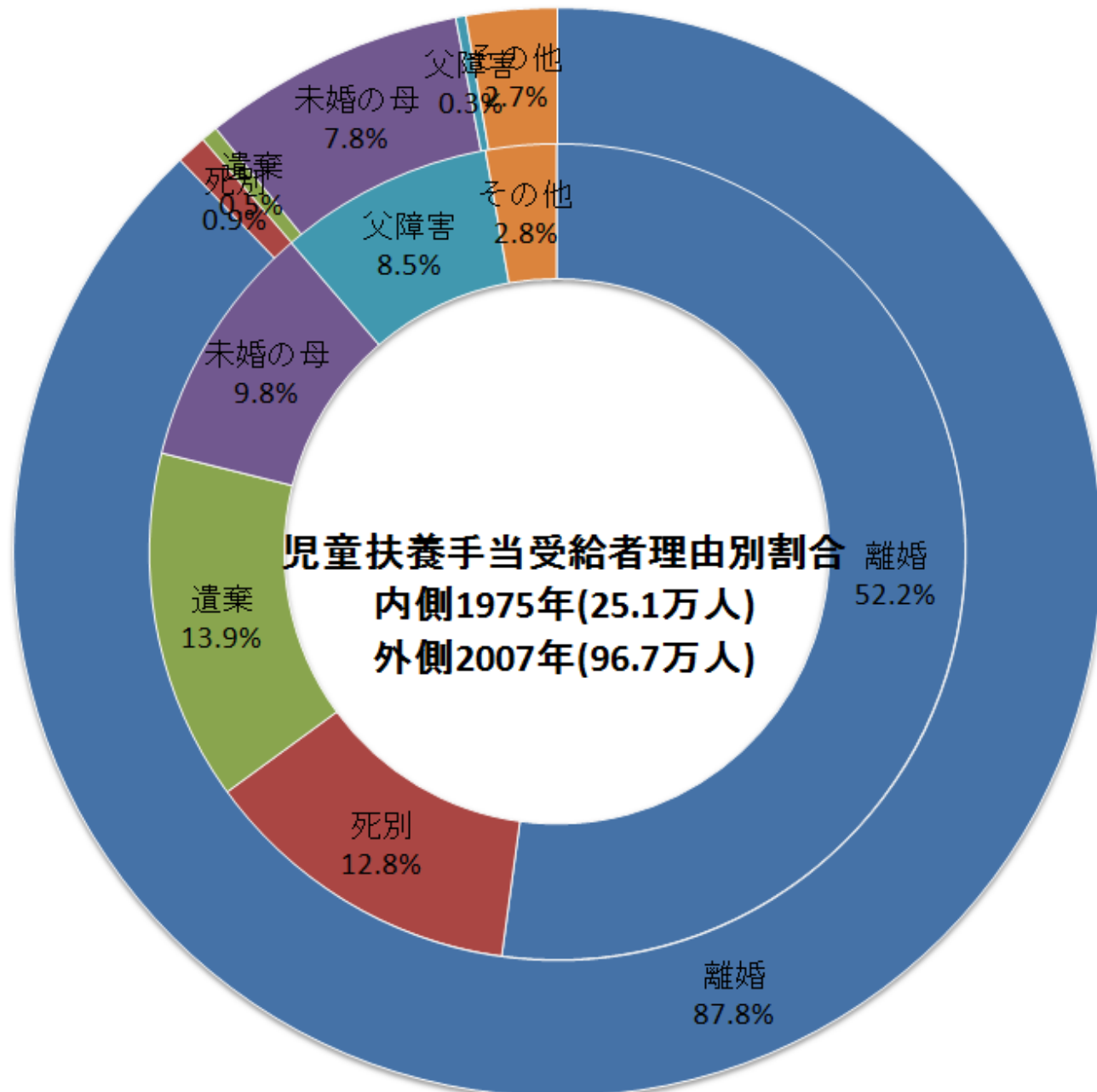
# 支給停止

- 2002年11月改正・・・受給期間5年超は一部支給停止へ
- 2008年4月～・・・就業が困難な事情がないにもかかわらず就業意欲が見られない者についてのみ支給額の2分の1停止(その他の者は停止なし)・・・実際にはあまり適用されていない。

# 児童扶養手当受給者数の推移



# 事実上の離婚手当化!?



特別児童(20歳未満)扶養手当(1964年～)  
特別障害者(20歳以上)手当(1986年～)

- いずれも常時介護を要する重度障害に対する
- 特別児童扶養手当は18万人が受給(監護する父母に支給)。6割が知的障害。額は1級50750円, 2級3万38000円
- 特別障害者手当・・・2万6440円/月。障害基礎年金と併給可能

# 障害者自立支援法

2006年10月施行

- 3障害(身体, 知的, 精神)を一元化し市町村が運営
- 支援費制度・・・「措置」から契約へ。保険ではなく公費。1割負担(負担上限あり)
- 各種福祉サービスうち介護的給付は介護保険にならって再編(支援の必要度の客観的な尺度である「障害程度区分認定」を導入。(軽)1～6(重)・・・cf要介護認定)
- 自立支援医療・・・保険診療の患者負担額を給付

# 障害の現状と推移

年齢階級別にみた身体障害者の推移（人口千人対）

年次	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
1955(	14.4	5.3	7.1	14.5	16.0	20.6	25.4	25.4	29.4
1980(	23.8	3.5	4.9	7.0	16.0	33.7	55.8	68.7	67.6
2006(	32.7	4.5	4.1	6.1	11.6	24.4	48.4	58.3	94.9

資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「身体障害者実態調査」

## 障害者数の推移

理由	1991		1996		2001		2006	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
視覚障害	353,000	13.0%	305,000	10.4%	301,000	9.3%	310,000	8.9%
聴覚言語障害	358,000	13.2%	350,000	11.9%	346,000	10.7%	343,000	9.8%
肢体不自由	1,553,000	57.1%	1,657,000	56.5%	1,749,000	53.9%	1,760,000	50.5%
内部障害	458,000	16.8%	621,000	21.2%	849,000	26.2%	1,070,000	30.7%
重複障害（再掲）	121,000	4.4%	179,000	6.1%	175,000	5.4%	310,000	8.9%
総数	2,843,000		3,112,000		3,420,000		3,483,000	

# 労働者災害補償(労災)保険

- 労働災害, 業務上疾病に対する補償責任(労働基準法)・・・療養, 休業, 障害, 遺族補償
- 労災保険の給付・・・療養, 休業, 障害, 遺族の各補償給付(通勤途上の負傷に対しては補償の文字はつかない)
- 保険料・・・全額事業主負担(54業種・・・事務職0.45%～トンネル工事11.8%),メリット制(事業所ごとの料率)

# 労災認定と基準 とくに業務上疾病

- オールオアナッシング
- 労働基準監督署に申請
- 脳・心臓血管の認定基準・・・過労死問題
- 心理的負荷による精神障害・自殺

# 雇用保険

- 保険料率・・・本人0.6%, 事業主0.9%
- 失業・・・被保険者が離職して, 労働の意思(公  
**共職業安定所へ出頭して求職の申込を行う等,  
就職しようとする積極的な意思)**及び能力がある  
にもかかわらず職業につくことができない状態
- 失業の認定・・・職安に求職申込を行い, 4週間  
ごとに出頭して失業の認定を受けなければならない

# 失業等給付

- 要件・・・離職日以前2年間に被保険者期間が12か月以上(倒産・解雇は1年間に6月以上)
- 日額・・・前職賃金の5～8割
- 日数・・・90日まで(被保険者期間10年以上は120日, 20年以上は150日)
- 倒産・解雇, 就職困難者は年齢と被保険者期間によっては最長360日